

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長

廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項若しくは第 15 条第 1 項の許可又は第 9 条の 3 第 1 項若しくは第 9 条の 3 の 3 第 1 項の届出（以下「設置許可等」という。）により廃棄物処理施設を設置する者（以下「許可施設等設置者」という。）が、当該設置許可等に基づき設置した廃棄物処理施設を撤去し、新たに廃棄物処理施設を設置する、いわゆる廃棄物処理施設の更新に係る手続については、「廃棄物処理制度の見直しの方向性」（平成 29 年 2 月 14 日中央環境審議会）によって、「施設を更新する際の許可の申請に係る事務処理について、環境負荷が低減する場合の手続の簡略化を検討するとともに、更新許可手続が事業者の円滑な事業の促進を阻害することのないように必要な措置を検討していくべきである」との意見具申があったところである。今般、改めて下記のとおり通知するので、貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

また、平成 26 年 6 月 23 日付け環産産発第 14062313 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「産業廃棄物処理施設に係る許可の際の生活環境影響調査書の取扱いについて（通知）」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 廃棄物処理施設の設置許可等について

設置許可等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 5 条又は第 7 条に規定される廃棄物処理施設を「設置しようとする者」が受けなければならないものであるから、設置許可等の時点では、当然に当該設置許可等に係る廃棄物処理施設は存在せず、ゆえに、設置許可等を有する

※ 設置許可がない場合

1

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書
はどのようにする？

ことと当該設置許可等に係る廃棄物処理施設が存在することは、個別に考慮されるべきであると解される。

このため、廃棄物処理施設の更新に当たり、設置許可等に基づき設置された廃棄物処理施設を廃止し撤去したとしても、当該設置許可等までもが廃止されたとは解されない。

第二 同一の廃棄物処理施設に更新する場合の手続

許可施設等設置者が、これまで設置していた廃棄物処理施設を撤去し、設置許可等と同一に廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、第一のとおり当初の設置許可等はなお有効であることから、改めて設置許可等を受ける必要はない。

ただし、この場合であっても、法第8条第1項又は第15条第1項の許可により廃棄物処理施設を設置する者は、改めて設置した廃棄物処理施設について、法第8条の2第5項又は第15条の2第5項に規定する使用前検査を受け、都道府県知事又は政令市長によって当該許可に係る法第8条第2項又は第15条第2項の申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、当該施設を使用することはできない。

なお、更新した廃棄物処理施設に係る基準の適用は、これまで設置されていた廃棄物処理施設に適用されていた経過措置によらず、その時点で効力を有する基準とその経過措置に照らし、改めて判断されたい。また、第三以下も同様である。

第三 廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合の手続

廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第5条の2第3号又は第12条の8第3号に掲げる設備並びにその他の設備及び部品等（以下「廃棄物処理施設の一部」という。）で構成されるが、これらを同一のものに交換する場合は、当初の設置許可等に係る法第8条第2項第4号から第7号まで又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更を伴わないため、法第9条第1項若しくは第15条の2の6第1項に規定する変更許可申請若しくは法第9条の3第8項に規定する変更届出又は法第9条第3項（第9条の3第11項、第9条の3の3第3項又は第15条の2の6第3項で準用する場合を含む。）に規定する軽微変更届出（以下「変更に係る手続」という。）を要さない。

第四 同一ではない廃棄物処理施設に更新する場合の手続

許可施設設置者が、これまで設置していた廃棄物処理施設を撤去し、これと同一ではない廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、なお有効である当初の設置許可等に係る法第8条第2項第4号から第7号まで又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項を変更することとなるため、変更しようとする内容に応じて、変更に係る手続を要する。

よって、既に当初設置許可等と同一の廃棄物処理施設が製造されていない場合に

その後継施設に更新する場合、同型ではあるものの部品が異なることによって同一とはみなされない廃棄物処理施設に更新する場合、又は同一ではないが環境負荷の低減が可能な施設に更新する場合等については、処理能力の増大を伴ったとしても、規則第5条の2、第5条の9の2、第5条の10の9又は第12条の8に規定する設置許可等を要しない廃棄物処理施設の軽微な変更に該当すれば、更新後遅滞なく当該軽微な変更を都道府県知事又は政令市長に届け出れば足り、もって生活環境影響調査等の手続を要さない。

第五 廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合の手続

廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合は、当初設置許可に係る法第8条第2項第4号から第7号まで又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更を伴うため、変更しようとする内容に応じて、変更に係る手続を要する。



環産産発第 14062313 号
平成 26 年 6 月 23 日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房産業廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



9 産業廃棄物処理施設に係る許可の際の生活環境影響調査書の取扱いについて（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）における産業廃棄物処理施設に係る変更許可の際の生活環境影響調査書の取扱いについては、「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）」（平成 25 年 3 月 29 日付け環産産発第 13032910 号環境省大臣官房産業廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）等において示しているところであるが、今般、改めて下記のとおり通知するので、貴職におかれは、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき技術的な助言であることを申し添える。

記

法第 15 条第 1 項の許可（以下「設置許可」という。）を受けようとする者は、同条第 3 項の規定に基づき、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査書」という。）を申請書に添付しなければならないこととされているが、同項ただし書により、生活環境影響調査書の添付を不要とする場合が規定されている。

また、設置許可を受けた者（以下「設置者」という。）は、当該設置許可に係る法第 15 条第 2 項第 4 号から第 7 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、法第 15 条の 2 の 6 第 1 項の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならないこととされている。変更許可の申請については、法第 15 条の 2 の 6 第 2 項において、法第 15 条第 3 項から第 6 項まで及び法第 15 条の 2 第 1 項から第 4 項までの規定が準用されており、法第 15 条第 3 項ただし書の規定は変更許可の場合であっても当然に適用される。

したがって、例えば、設置許可を受けた破砕施設について破砕機を入れ替える場合、

設置者は変更許可を受けなければならないが、当該変更許可の申請に当たっては、申請書に記載した法第15条第2項第2号から第7号までに掲げる事項が、過去になされた法第15条第1項の許可に係る当該事項と同一である場合は、生活環境影響調査書の添付は不要となる。

